## 北上市多文化共生講演会

# 外国人が安心できる医療環境を考えてみよう ~外国人女性の出産と子どもの受診から~

盛岡短期大学部 教授 石橋 敬太郎

#### はじめに

法務省入国管理局の調べによると、我が国における 2016 (平成 28) 年 12 月末現在の外国人登録者数は、238 万 2822 人であり、過去最高となった。前年と同じ時期と比較して 15 万 633 人増加している。かつては、中国、韓国・朝鮮出身者が多くを占めていたが、1980 年代以降、労働を目的として来日した日系南米人、また農村地区における配偶者として日本人と結婚したフィリピン人や中国人が増加し続けている。1990 (平成 2) 年には『出入国管理及び難民認定法(通称、入管法)』が改定され、日本にルーツをもつ外国人の来日が促進されている。その結果、日本人と外国人がともに生活するという新たな社会が出現した。いわゆる多文化共生社会である (1)。

しかし、言葉や文化の壁から、各種行政サービスの利用や住民としての 義務の履行に必要な情報を得られない外国人も存在している。このような 状況から、総務省は、2006(平成 18)年3月に『多文化共生推進プログ ラム』を提言し、外国出身住民にも市民としての権利を公平に認めると同 時に、彼らの地域づくりへの参画と、異文化理解に対する日本人住民への 啓発や教育を自治体、国際交流協会、民間企業、医療機関や教育機関など に呼びかけた。岩手県の外国人登録者数は、2016(平成 28)年12月末 現在6275人である。在留資格別では、永住者が多くを占め、留学生、日 本人の配偶者等が増加の傾向にある。国籍・地域別では、中国、韓国、ベトナム、フィリピンの順であり、ベトナム人の増加が著しい。そこで、岩手県では、2010(平成22)年に『岩手県多文化共生推進プラン』を定め、『就学支援ハンドブック』の刊行(岩手県国際交流協会)など多文化共生社会の実現に向けて具体的な取り組みを行っている(2)。

北上市に在住している外国人に目を向けてみると、2015 (平成27)年12月末現在の420人から、翌年の同時期には480人へと増加し、現在約500人となっている。国籍・地域別では、中国、韓国、ベトナム、フィリピンの順である。最近の傾向として、商品製造工場が進出して以来、ベトナム人の増加が著しい。これら北上市に居住する外国人は、バス路線等の交通手段に戸惑い、医療機関の受診や災害時の対応に不安を抱えている。また、中国、フィリピン等出身の外国人配偶者は、片言の日本語での会話はできても、日本語が読めず、子どもの学校からの書類が理解できないなど、生活に密接に関わる悩みを抱えている。さらに、さくらまつりや夏油高原スキー場を訪れる外国人観光客も増加している。

こうした現状を踏まえ、北上市では、2016 (平成 28) 年 2 月に外国人と日本人が互いに快適に暮らすことができるまちづくりを目指して『北上市多文化共生指針』を策定し、本格的に多文化共生、国際化の取り組みを進めている。本講座においては、北上済生会病院、北上市国際交流協会および北上市健康増進課福祉保健係における外国人女性の出産と子どもの受診に関する取り組みを紹介しながら、外国人が安心できる医療環境について考えてみたいと思う。

## 1 北上市の医療環境整備の現況

現在、北上市には約 500 人の外国人が生活しており、まちなかや職場などで見かける身近な人たちである。言い換えるのなら、言葉や習慣などの異なる人たちがともに生活するという新たな社会に直面しているとい

える。このような状況から、北上市では市民一人ひとりがお互いの文化を理解しあい、地域社会を支える主体としてともに生きていくという多文化共生社会を作り上げることを目的として、2016 (平成28)年2月に『北上市多文化共生指針』を策定した。この指針には、6つの基本目標とこの目標に係る事業が掲げられている。

今回取り上げる「外国人が安心できる医療環境の整備」については、基本目標1に「言葉の違いがあっても、公平にサービスが受けられる環境を作ります」とあり、この目標を実現するための事業として3「外国人が医療機関を受診しやすくするための環境整備」(主体 民間、市)と明記されている。具体的な取り組みとしては、「病状をうまく伝えられないために医療機関を受診しないということを避けるため、外国語対応可能な医療機関の情報提供、通訳の養成・派遣などの環境整備を行います」としている。

参考のために、岩手県の外国人向け医療環境の現況を紹介すると、国の制度「医療通訳等の拠点整備事業」に該当する医療機関はなく、医療通訳者も岩手県国際交流協会、北上市国際交流協会や奥州市国際交流協会など一部の機関が派遣しているにとどまっている。外国語で対応できる医療機関情報については、ポータルサイト「いわて医療情報ネットワーク」が利用可能だが、必ずしも定期的に情報が更新されていない。また、医療通訳に対する診療報酬が反映されていないため、支払いが医療機関あるいは利用者負担と曖昧な状況をも生み出している。

このような現状のなかで、北上市の基本目標1事業3「外国人が医療機関を受診しやすくするための環境整備」を実現するためには、医療機関を含む関係諸機関や国際交流協会などが連携して、対応することが求められよう。そこで、岩手県立大学多文化共生研究会では北上市まちづくり部生涯学習文化課との協働研究において、北上済生会病院、北上市国際交流協会および北上市健康増進課福祉保健係の協力のもと、2017(平成29)年

10月19日に「産科・小児科および母子保健における外国人のための環境整備構想会」(以下、「構想会」と略記。)を実施し、それぞれの取り組みの現況を共有することとした。構想会の内容は次のとおりである(表-1構想共有会の内容)。

#### 表-1 構想共有会の内容

#### 第1部:

- ・医療現場の現状と課題について、医療全体、産科医療、小児医療、薬剤部からの報告。
- ・母子保健における現状と課題の報告。
- ・国際交流協会が受けている相談と外国人の状況についての報 告。

#### 第2部:

・関係各所の連携の現状と課題についての報告。

#### 第3部:

・各地域における課題と展望についての意見交換。

## 2 北上市内の医療機関等の取り組み事例

北上済生会病院の産科で出産する外国人女性の数は、年間 0~3 人である。夫婦のいずれかが日本語ができたため、出産に際して支障が生じたことはない。手術をともなう出産の場合には、手術室看護師が麻酔科医とともに作成したパンフレットを活用し、絵を見せて説明するほか、家族に通訳を依頼することで対応している。小児科でも、支障なく対応ができているが、父親が日本語を理解していても、母親が理解できない場合はトラブルになりやすいとの報告がなされた。このようなことを防ぐために、国際交流協会に通訳を依頼できないかとの意見が出された。

薬剤科では、「薬のしおり」(英語版のみ)をネットから入手し、活用し

ている。翻訳アプリの導入について提案がなされた。また、全国チェーン店型薬局では、販売員が外国語で対応できる指導がなされているとの紹介がなされた。看護師・助産師は、市から配布されたパンフレットや翻訳アプリを活用して対応にあたっている。ただし、出産にあたり、受付時と医師の前では異なる症状を訴えることがあるため、受付の段階で十分に症状を把握する必要があるとの意見も出された。

北上市健康増進課福祉保健係では、年間 10 人前後、母子健康手帳を交付している。母子健康手帳は希望の言語で交付している。乳児健診には、英語版問診票を活用している。対応には、外国人女性の家族・知人に頼っているほか、職員が身振り手振りで対応している。これまで、外国人女性等とトラブルになったことはない。

北上市国際交流協会では、病院受診の際の付き添い・同行、病院の紹介 や医療通訳者の紹介のほか、問診票の多言語対応や翻訳(英語、中国語、 韓国語、スペイン語、フランス語、イタリア語、タガログ語)を行ってい る。医療通訳の際には、準備のため事前に患者の病状について情報提供が あることが望まれるとの要望が出された。

今回実施した構想会からは、外国人女性の出産と子どもの受診にあたり、 北上済生会病院、北上市健康増進課ともに、家族に通訳を依頼、または職 員が身振り・手振りを交えながら真摯に対応していることがわかった。病 院側から国際交流協会に通訳の派遣の依頼について要望が出されたこと から、今後、両者間の連携による課題の解決が期待される。保健所におい ても、必要に応じて国際交流協会と情報を交換し合うことが必要であろう。

## 3 北上市内の医療機関等に対する外国人女性へのインタヴュー

それでは、北上市内の病院で出産し、子どもの受診を経験した外国人女性は、医療機関等に対してどのような思いを抱いたのであろうか。同市の 医療環境整備に向けた手がかりを見出すために、外国人女性にインタヴュ ーを実施した(2017(平成29年)10月29日、第6回町分マルシェ内ワールドバザールに於いて)。回答してくれた外国人女性は4人と数は少なかったものの、参考にはなると思う。インタヴューの内容として、出産と子どもの受診に際して、「良かったこと」、「困ったこと」について自由に話してもらうこととした。インタヴューの結果は以下のとおりである(表-2 外国人女性に対するインタヴューの結果)。

#### 表-2 外国人女性に対するインタヴューの結果

- (出産に際して良かったこと)
- ・絵を見せて説明してくれたこと
- ・親切で丁寧に説明してくれたこと
- 看護師が優しかったこと
- ・北上市国際交流協会で病院の相談に乗ってくれたこと
- (出産に際して困ったこと)
- 医師の説明がほしかったこと
- ・言葉(専門用語)、漢字が難しかったこと
- ・身体に付けるモニターなどの説明がほしかったこと
- ・出産後の文化的な違い(たとえば、食事は家族が用意する)に 対する理解がほしかったこと
- (子どもの受診に際して良かったこと)
- ・なし
- (子どもの受診に際して困ったこと)
- ・病状を記載した紙を渡すだけではなく、読み上げてほしかった こと
- ・今後の受診予定について説明してほしかったこと

インタヴューの結果から、外国人女性は、北上市内の医療機関等の対応

に基本的に満足しており、特に医療機関に通訳を望んでいないことがわかった。ただし、出産の際の医師の説明、モニターの説明や出産後の食事に対する理解を求めていること、子どもの受診時には紙に書いた病状を読み上げてほしいことなどから、外国人女性は、コミュニケーション不足に対して不安を抱えていることが浮かび上がる。たとえば、書類を読んでもらうことで、疑問に思ったことなどを質問して、外国人女性は不安を解消できる。これを一言でまとめるなら、医療関係者には話を聞いてもらえる雰囲気がほしい、意思疎通がしたいということになろう。

従来、外国人女性の出産と子どもの受診にあたり、医療機関、母子保健 や国際交流協会に対して、言葉や文化の壁を取り除くことが求められてき た。やさしい日本語の使用や異文化理解(宗教など異文化ニーズを把握す るための医療カードの準備など)がそれにあたる。もう一つ求められるこ ととして、「心の壁」を取り除くこと(意思疎通をはかること)が挙げら れよう。

## 4 今後の課題

北上済生会病院、北上市国際交流協会および北上市健康増進課福祉保健係の協力を得て実施した「産科・小児科および母子保健における外国人のための環境整備構想会」から、それぞれの機関がボランティア精神に支えられて、外国人女性の出産と子どもの受診に真摯に対応していることがうかがえた。このことは、外国人女性に対するインタヴューの結果から十分に理解できる。ただし、ボランティア精神に支えられて、個別に対応するには限界があることも認識しなければならない。

やはり、医療機関、母子保健と国際交流協会が連携して対応する体制作りが必要であろう。現在、国は通訳料の点数化を含めた医療保険制度の見直しに着手していない。現段階では、医療通訳者の育成はもちろんのこと、通訳者への支払いシステムの構築や通訳者への事前情報の提供などから

検討を始めるのもよいかもしれない。また、北上済生会病院では、医師が 医療紹介状の翻訳をボランティアで行っていることから、料金の請求や国 際交流協会での翻訳対応などを検討してはどうであろう。構想会では、依 頼者本人が市に申請し、国際交流協会で対応できないかという提案も出さ れた。

岩手県内において医療機関、母子保健と国際交流協会が連携している自治体として A 市、また将来的に連携を検討している自治体として A 市に 隣接する沿岸部の B 市が挙げられる。A 市では、市、医療機関、保健所と国際交流協会が定期的に会合をもち、外国人の出産と子どもの受診に限らず、広く外国人患者の対応などについて情報を共有している。B 市においては、医療機関、保健所と国際交流協会との連携が検討され始めたばかりだが、北上市にとって参考になろう。もちろん、A 市、B 市とも産科・小児科の集約化問題や人材不足にともなう課題が大きく、この課題のなかに外国人医療への対応が加わっているのが現状である。

それでも、A市では国際交流協会が中心となり、中核病院との円滑な連携を基盤とした外国人支援がなされている。この中核病院では、これまでの異文化診療・看護の経験をもとに文書の多言語化、職員の英語力強化なども組織的になされている。市では、母子健康手帳の多言語化、外国人母親サークルの開催なども実施している。B市では、限られた医師、看護師や職員のなかで、経験知をもとに細やかな対応がなされている。今後、国際交流協会と医療・保健分野とが連携し、外国人受診シミュレーションや緊急場面の対応研修の実施などが期待されるところである(3)。

外国人女性の出産と子どもの受診の対応について、両市に共通しているのは、限られた人員のなかで、高い異文化理解のもと、ボランティアの精神に支えられて誠実な対応がなされていることである。大いに参考になる事例ではあるが、活動の継続性を考えてみるとき、補助金の支給等、経済的な支援は必要であろう。また、各医療機関、市、国際交流協会や日本語

教室などが外国人対応をしたときに生じた問題などに対して相談できる機関の設置や、すでに作成されている多言語版の資料や活用できる社会資源など、外国人を支援する際に役立つ情報を集約化することも、これからの課題となるであろう。

#### 注

- (1) 多文化共生について、総務省は「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」(2006(平成18)年3月、「多文化共生の推進に関する研究会報告書〜地域における多文化共生の推進に向けて」から)としている。岩手県は「国籍や民族等のちがいにかかわらず、すべての人がお互いの文化的背景や考え方を理解し、地域社会を支える主体としてともに生きることです」(2015(平成27)年3月、「岩手県多文化共生推進プラン〔改訂版〕」から)としている。
- (2) 岩手県と他県の取り組みについては、石橋敬太郎・吉原秋・熊本早苗・ 細越久美子共著『いわて多文化共生ハンドブック――岩手の多文化共生社 会実現のためにあなたができること――』(杜陵高速印刷出版部、2011年) を参照されたい。
- (3) A市・B市の取り組み内容については、蛎崎奈津子・石橋敬太郎・吉原秋・熊本早苗・細越久美子・アンガホッファ司寿子「産科・小児科および母子保健における外国人のための環境整備構想共有会の取り組み」(岩手県看護学会、平成2018年5月発行予定)を参照されたい。

## 謝辞

本講演にあたり、北上済生会病院、北上市国際交流協会および北上市健康増進課福祉保健係の協力を得た。心から感謝申し上げる。また、雨にもかかわらず、快くインタヴューに回答してくださった北上市内に在住する

4人の外国人女性にも心から感謝申し上げる。

※ 本稿は平成 29 年度岩手県立大学地域協働研究費「外国人の医療環境整備へ向けた取組に関する研究」(研究者代表:石橋敬太郎、研究員:吉原秋(盛岡短期大学部)・熊本早苗(盛岡短期大学部)・細越久美子(社会福祉学部)・アンガホッファ司寿子(看護学部)・蛎﨑奈津子(岩手医科大学看護学部)・八重樫信治(北上市まちづくり部)・金田仁(北上市まちづくり部))の成果の一部である。